

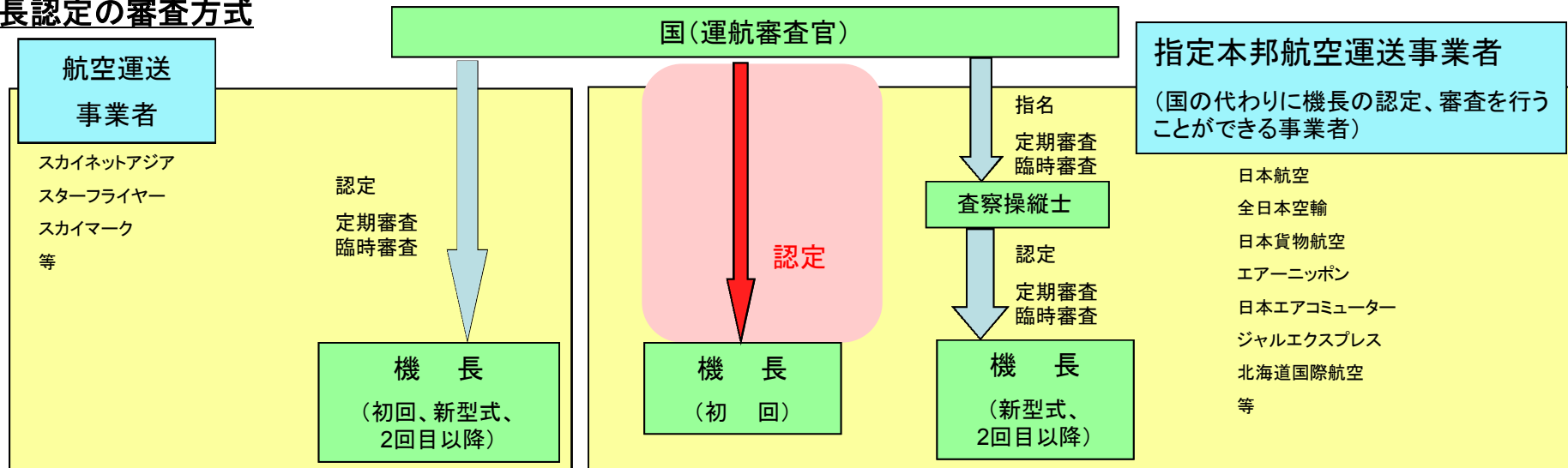
我が国の機長認定制度について



1. 機長認定制度の概要

- 一定規模以上の航空機に乗務する機長は、操縦士資格に加えて機長として必要な知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けることとされている(航空法第72条)。
- 認定を受けた航空機の機長は、定期的に口述及び実地の審査を受けることとされている(必要に応じて臨時審査も実施)。
- 機長の認定・審査は原則として国(運航審査官)が実施するが、2回目以降の定期審査や型式移行する機長の審査など、定められた範囲の機長に対する審査は指定本邦航空運送事業者(国の代わりに機長の認定・審査を行うことができる事業者)の査察操縦士が実施することができる。
- 指定本邦航空運送事業者としての指定を受けるに当たっては、訓練施設、訓練方法、査察操縦士数等の基準を満たす必要がある。
- 査察操縦士は、審査に必要な知識及び能力がある等の要件を満たすとして国から指名を受け、定期的に審査を受ける必要がある。

2. 機長認定の審査方式



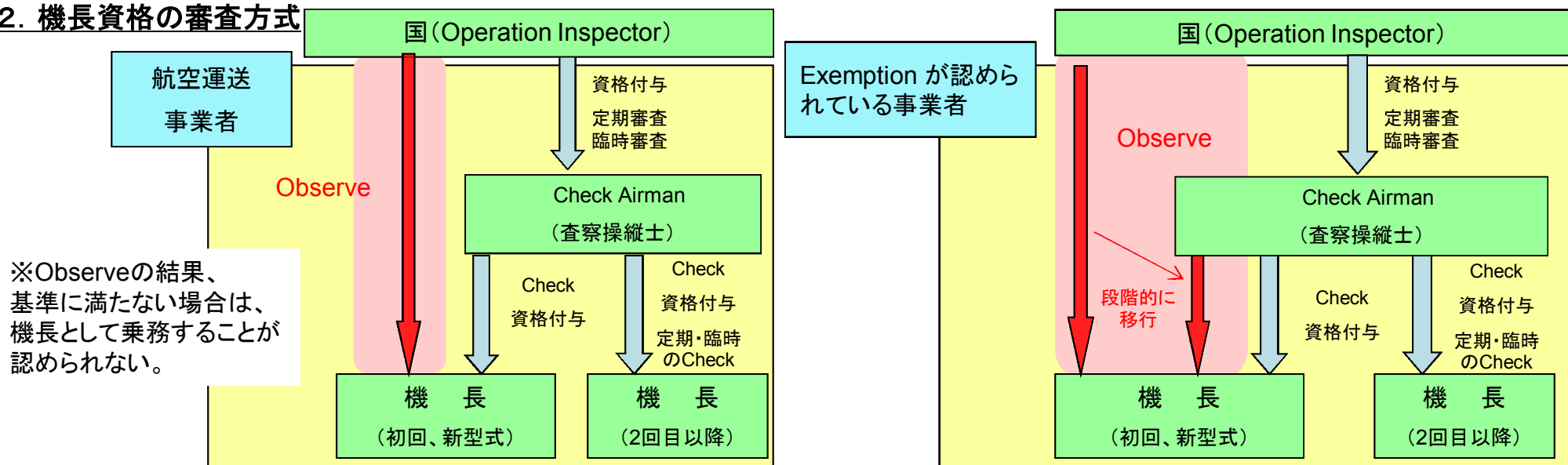
【参考】国土交通省成長戦略(抜粋)

項目	制度の現状	成長戦略上の課題	検討の方向性	課題
機長の範囲見直し	航空事業者の査察操縦士が認定・審査実施できる「機長の範囲」が定められており、機長昇格については航空局審査官が審査を行う形態となっている	諸外国では認められており、航空事業者の効率的な事業展開の阻害要因となる。	初めて機長に昇格しようとする操縦士の認定について、国が指定した本邦航空運送事業者が当該認定に係る審査を行うことについて検討を行う。	機長の認定制度に対する国の関与のあり方について、航空法令における「機長の範囲」の制定趣旨を踏まえつつ検討を開始したところであり、平成24年度中を目途として結論を得る予定である。

1. 米国の機長資格制度の概要

- 航空運送事業機に乗務する機長は、操縦士資格に加えて機長として必要な知識及び能力を有することについて社内でCheckを受けることとされている。
- 資格が与えられた機長は、定期的にCheckを受けることとされている(必要に応じて臨時のCheckも実施)。
- 初めて機長資格が付与される機長及び新型式の機長に対しては、国のInspectorもObserveを実施する。
- 一定の要件を満たした事業者は、Exemptionを申請し、初回・新型式の機長のObserveの一部又は全部(Exemption上条件を設定)を段階的に国の代わりに実施することが認められている。
- Check AirmanはCheckに必要な知識及び能力がある等の要件を満たすとして資格を取得し、定期的に審査を受ける必要がある。

2. 機長資格の審査方式



3. 日本の制度との主な違い

- ①日本では初回の機長認定については国が行うとされているのに対し、米国においては初回の機長に対してもExemptionが認められている事業者が国に代わってObserveを実施することができる。
- ②米国では、Check Airmanに対し、日本では求められていないInstructor(操縦教員)の資格の保有を求めている。
- ③なお、日本では指定本邦航空運送事業者が新型式の機長の審査をできるのに対し、米国ではExemptionで認められていない事業者においては新型式の機長に対しても国が審査を行う。

41 機長審査について

現状(制度の概要等)

- ・定められた「範囲内の機長」の認定に係る審査については、国の運航審査官に代わって指定本邦航空運送事業者の査察操縦士が実施することができる。
- ・以下の審査については、指定本邦航空運送事業者であっても、運航審査官が実施することとなっている。
 - ・初回の機長認定の審査
 - ・認定失効から1年を超える機長の復帰審査
 - ・社内審査における不合格者の再審査

(指定本邦航空運送事業者の指定要領)

要望の概要

提案者: 全日本空輸、北海道国際航空、日本貨物航空、Peach Aviation

- ・査察操縦士が審査できる「機長の範囲」を見直してほしい。
(初回の機長認定の審査、社内定期審査における不合格者の再審査 等)

諸外国の状況

- ・米国においては、原則、機長昇格時には社内のCheckに加え、国のObserveを行っている。
- ・他方、Exemptionを取得した事業者については、初回の機長のObserveの一部又は全部を段階的に国の代わりに実施することが認められている。